



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日】

令和4年
11月号

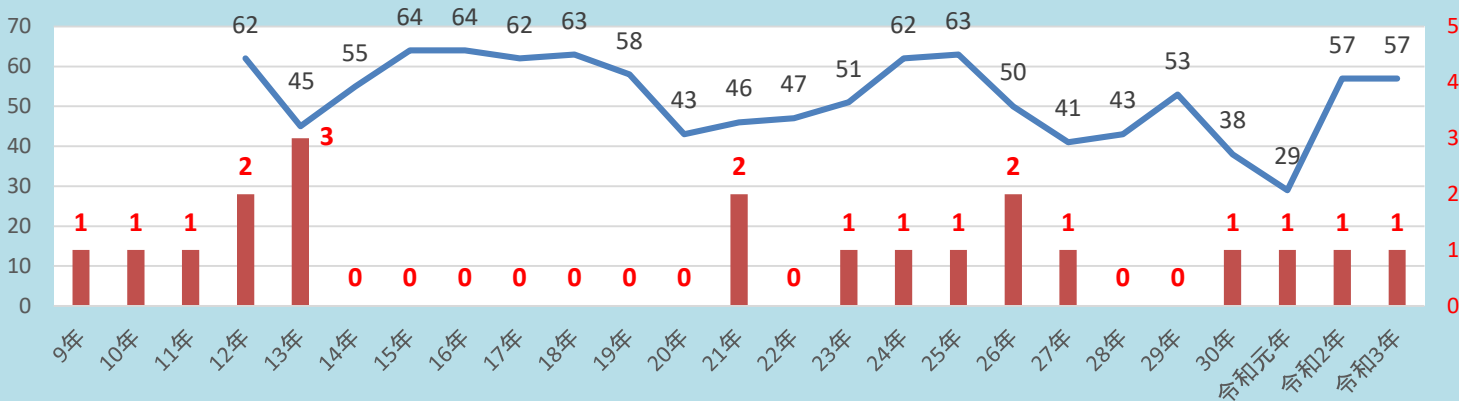
「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まります！

令和4年度「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まります。運動期間は令和4年11月21日から令和5年2月28日までです。

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」は平成30年以降、4年連続で死亡災害が発生しており、目標が達成できておりません。また、今年は既に2件の死亡災害が発生しています。これ以上の死亡災害を発生させないためにも、重点事項への積極的な取り組みをお願いします。

冬季死亡災害ゼロ運動・年度別発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。



労働災害発生状況(令和4年9月末日時点)

◆令和4年9月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は124件で前年比+31件(+33.3%)となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、93件と前年と同数となっています。

◆事故の型別では、転倒が28件で全体の23%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが16件(13%)、墜落・転落が11(9%)、となっています。

◆業種別では、製造業が29件で全体の23%を占めており、次いで運輸業が14件(うち死亡災害1件)(11%)、建設業13件(うち死亡災害1件)(11%)、商業9件(7%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

災害事例

《《 鋳物業 》》 ○事故の型: 激突され

○50代男性(経験年数4年) ○休業見込み: 10日

工場内で、網パレットから製品を取り出そうとしていたところ、後方から前進してきたフォークリフトに激突され負傷した。

☑作業計画を作成し、走行範囲と作業者通路の区画等を検討すること。

☑誘導者の配置や走行中のブザーや鈴を車輪に取り付ける等により作業者へフォークリフトの接近を知らせる等の接触防止対策を検討すること。

《《 印刷業 》》

○事故の型: はさまれ・巻き込まれ

○50代男性(経験年数38年) ○休業見込み: 5日

印刷機械の掃除作業に際し、機械を稼働させながら行ったため、可動部分に指がはさまれ負傷した。

☑機械の掃除等の作業は運転を停止した状態で行うこと。

☑作業手順書の作成又は見直しを行い、内容を労働者へ周知すること。

11月は「過労死等防止啓発月間」です

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。過重労働やパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の命や心身の健康が損なわれています。

今年も関係機関の協力のもと、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催し、過労死等の現状や課題、防止対策について検討していきます。

参加は無料です。申し込みはWebまたはFAXとなっています。

詳細は左記の二次元バーコードから特設ホームページをご確認ください。

過労死等防止対策推進
シンポジウム岩手会場
特設ホームページ



日時

2022年 11月8日(火)
13:30~16:00(受付13:00~)

会場

岩手教育会館 2階多目的ホール
(盛岡市大通一丁目1-16)

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索



一関労働基準監督署

いわて年末年始無災害運動の準備をお願いします！

○実施期間: 令和4年12月1日～令和5年1月31日 [準備期間: 令和4年11月1日～令和4年11月30日]

○スローガン: あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害

令和3年の岩手県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成13年以来20年ぶりに1,500人を超え、前年と比較し172件、12.7%の大幅な増加となっています。本年も1月から3月にかけて例年を大きく上回る転倒災害が発生したことなどから、労働災害は昨年を上回っています。

これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も重なり、労働災害のリスクが高まります。

本年も「いわて年末年始無災害運動」を展開し、期間中の労働災害、特に冬季特有災害の防止のための取り組みを推進していきます。11月は準備期間となっています。事業場の皆様におかれましては、下記の冬季特有災害防止対策への取り組みをお願いします。

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- (6) 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけに黒く見える薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備(滑り難い靴・墜落制止用器具(安全帯)・ヘルメット等)の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による避難防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止



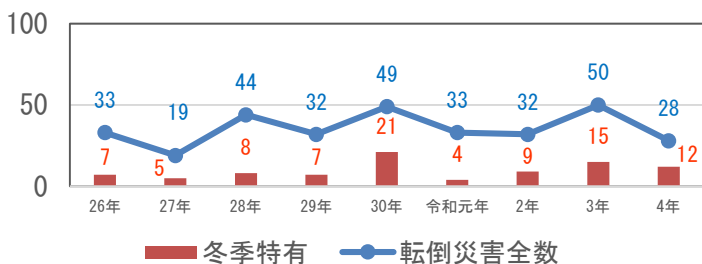
冬季の転倒災害を防止しよう！
 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

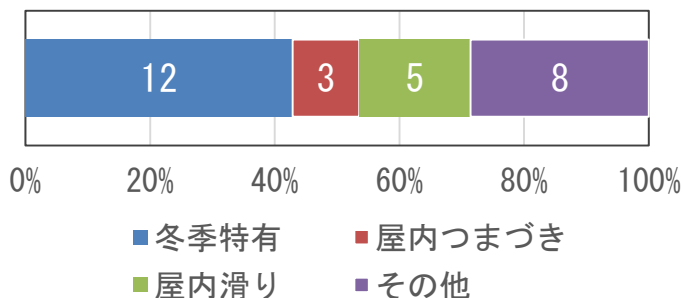
- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

転倒災害発生状況(9月末時点・一関署)

転倒災害全数と冬季特有による
 転倒災害発生状況の推移



転倒災害構成比



【担当者から】

事業場を訪問した際、安全管理者や衛生管理者が実施するパトロール結果を見させていただく機会がありますが、事前に作成した点検表にチェックをするのみにとどまっているケースが多い印象にあります。このようなケースの落とし穴として、確認するポイントが固定される、物的条件に偏る等が挙げられます。このため危険な作業方法や作業行動を行っているにも関わらずスルーされる可能性があります。「人」、「もの」、「管理」のバランスを意識したパトロールを心掛けていただきますようお願いいたします。また、他の部署の労働者や経験年数の短い労働者を同行させることも、効果的な取り組みの一つです。